

船舶事故調査報告書

平成22年7月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成21年11月8日 20時42分ごろ
発生場所	来島海峡航路中水道馬島 ナガセ鼻灯台から真方位182°80m付近 （概位 北緯34°07.0′ 東経132°59.7′）
事故調査の経過	平成21年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第三宝勢丸 ^{ほうせい} 、498トン 140101、井原海運株式会社 64.00m×10.00m×4.50m、鋼 ディーゼル機関、1,029kW、平成17年2月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和52年12月2日 免状交付年月日 平成16年10月7日 免状有効期間満了日 平成22年4月4日
死傷者等	なし
損傷	船首船底に擦過傷及び凹損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、ソルベント80kl、LAゴム揮200klを積載し、船首約2.00m船尾約3.90mの喫水で、備後灘航路第1号灯浮標付近を自動操舵で航行中、平成21年11月8日19時45分ごろ、船長が一等航海士と単独の当直を交替した。</p> <p>その後、船長は、立って手動操舵を行い、約12ノットの速力（対地速力）で来島海峡中水道に向けて航行し、来島海峡航路に入ったころ、他船がないことを確認したのち、眠気を催し、右舷前方約4,500mに見えていたナガセ鼻灯台の灯塔を同航船の船尾灯と思い込み航行を続けた。</p> <p>船長は、いつもであれば、愛媛県大島地蔵鼻を通過するころ、来島海峡第2大橋橋梁灯（C1灯）に向ける針路に変針していたが、同鼻を通過したころ、居眠りに陥り、変針せずに馬島に向けて航行を続けた。</p> <p>本船は、20時42分ごろ、ナガセ鼻灯台から真方位182°80m付近の馬島北東岸の砂浜に乗り揚げた。</p> <p>船長は、船体の点検後、海上保安部に連絡し、本船は23時ごろの満潮時に自力で離礁した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風 静穏、気温 16.9℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 北流

その他の事項	<p>ナガセ鼻灯台は、夜間は灯台の存在を明示するため、灯塔上部の照明灯により灯塔を照射している。</p> <p>船長は、ナガセ鼻灯台の灯塔が夜間に照射されていることを知っていた。</p> <p>船長は、書類整理等が気になり、数日間寝つきが悪く、睡眠途中で目が覚めたりして、十分な睡眠がとれていなかった。</p> <p>本船には、自動操舵で航行中に作動するタイマー式の居眠り防止装置が設置されていたが、当時は手動操舵であったため作動していなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、馬島南東方沖を中水道に向けて北進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、馬島に向けて航行し、馬島北東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、照射されたナガセ鼻灯台の灯塔を同航船の船尾灯と思い込み、灯塔を船首目標にしていたことから、馬島に向く針路で航行していたものと考えられる。</p> <p>船長は、書類整理等が気になり、数日間十分な睡眠がとれていなかったことから、睡眠不足の状態であったものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠不足の状態で行方不明中、同航船以外に他船はいないと思い、気が緩んで、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、馬島南東方沖を中水道に向けて北進中、単独で船橋当直中の船長が、照射されたナガセ鼻灯台の灯塔を、同航船の船尾灯と思い込み、同灯塔を船首目標にして航行を続けていたところ、居眠りに陥ったため、馬島に向けて航行し、同島北東岸の砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p> <p>船長が居眠りに陥ったのは、睡眠不足の状態で行方不明中、同航船以外に他船はいないと思い、気が緩んだことによる可能性があると考えられる。</p>	
備考	<p>本事故後、次の再発防止策がとられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 狭水道では、機関部の者が昇橋するようにして二人当直とした。 2 船橋内のいすを撤去した。 3 居眠り防止装置のタイマーの設定10分間を厳守することにした。 4 船位の記入をこれまで1時間ごとに1回だったものを、30分ごとに1回にした。 	